

名古屋東
料金後納
郵便

郵便はがき

表

案

高額療養費の支給申請について

裏

後期高齢者医療の高額療養費が支給されると思われますので、おもてに記載の市区町村の後期高齢者医療の窓口で手続きをしてください。

《高額療養費とは》

高額療養費制度とは、1か月の医療費の自己負担額が高額となった場合に、一定の金額(自己負担限度額)を超えた部分が払い戻される制度です。また、表面に年間上限の記載があるものについては、年間(8月～翌7月)の自己負担額の合計額に対して支給されるものです。

【お持ちいただくもの】

- ◎このハガキ ◎被保険者証
- ◎口座番号と口座名義人が確認できるもの(預金通帳等)
- ◎マイナンバーカード等(個人番号が記載されたもの)

NNN-NNNN

N——20——N
N——20——N
N——20——N
N——20——N
N——20——N
N——40——N
[Barcode]

N——11——N

9 999999#

後期高齢者医療高額療養費支給申請のお知らせ

対象診療年月 N——7——N

被保険者名 N——20——N 様

申請窓口は N——8——N

N-----20-----N

N-----20-----N

N-----20-----N NN

N-----25-----N

電話 N-----20-----N

※フォント種類、サイズは、相互で調整のうえ決定します。

※支払方法は口座振替のみとなります。

※支給額が少額の場合もあります。

※未納保険料がある場合は、窓口で納付相談をさせていただきます。

※第三者から受けたケガや業務上の疾病などで治療を受けた場合は支給が受けられない場合があります。

※事情があり届出ができない場合は、窓口にご相談ください。

※高額療養費の請求の時効は診療月の翌月1日もしくは支給申請のお知らせ日から起算して2年です。

※すでに手続き済みのかたは、行き違いでですのでご了承ください。

このハガキは、愛知県後期高齢者医療広域連合から発送しています。

(差出人還付先) 〒461-0001 名古屋市東区泉一丁目6番5号